

シクロデキストリン学会定款

第1章 総 則

第1条 この団体はシクロデキストリン学会(以下本会という。)という。英文では **The Society of Cyclodextrins, Japan** と表示する。

第2条 本会は、事務局を東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-12 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は理事会の議決を経て必要に応じて支部及び委員会をおくことができる。

第4条 本会は、シクロデキストリンに関する国内外の研究の連絡と研究の進歩・教育の促進をはかり、もって学術の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、討論会、講演会、講習会、懇親会及び見学会の開催
- 2) 機関誌および図書印刷物の刊行
- 3) 調査及び研究
- 4) 国内外における研究連絡
- 5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条 本会の会員の種別は次のとおりとする。

- 1) 正会員 シクロデキストリンに関する学識経験又は関心を有するもので、本会の目的に賛同し、別に定める会費を納めるもの。
- 2) 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は団体で、別に定める会費を納めるもの。
- 3) 名誉会員 本会对し特に功労があり総会

の議決をもって推薦されたもの。

- 4) 学生会員 学生であってシクロデキストリンに関心を有するもので、本会の目的に賛同し、別に定める会費を納めるもの。

第7条 会員になろうとするものは、入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。会員となることを承認されたものは、所定の期日内に会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、本会の刊行する機関誌及び図書の優先的頒布を受けることができる。

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 死亡、失そう宣告
- 3) 除名

第10条 会員で退会しようとするものは、その義務を完了した後に退会届を提出しなければならない。

第11条 会員が各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 1) 会費を1年以上滞納したとき。
- 2) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき。

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員・評議員・顧問及び職員

第13条 本会には、次の役員をおく。

理事 8名以上、15名以内(内会長1名及び副会長1名)

監事 2名

第14条 本会に評議員10名以上、30名以内をおく。

第15条 本会の会長、副会長、その他の理事、監事、及び評議員は総会で選任する。

2. 会長、副会長、その他の理事、監事、及び評議員の候補者選考にあたっては、別に定める選考規程に従うものとする。

第16条 会長は、本会の業務を総理し、この団体を代理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

第17条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外を議決し、執行する。

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第19条 評議員は評議員会を組織し、総会で議決すべき事項、その他会長から示された重要な会務について評議決定する。

第20条 本会の役員及び評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員及び評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4. 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会及び理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

第21条 本会に顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は、会長が理事会の議決を経てこれを

委嘱する。その任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

3. 顧問は、会長、副会長の質問に応じ、又は、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

第22条 本会の事務を処理するため、事務局長その他の職員をおくことができる。

2. 職員は、会長が任免することができる。
3. 職員は、有給とすることができる。

第5章 会 議

第23条 理事会は、会長が業務遂行上必要と認めるとき招集する。但し、理事現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ会議を開き決議することができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第25条 評議員会は次の場合に会長が招集する。

- 1) 会長又は理事会が必要と認めるとき。
- 2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったとき。評議員会には前条の規定を準用する。

この場合において同条中の「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第26条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

第27条 臨時総会は次の場合に会長が招集する。

- 1) 理事会が必要と認めたとき。
- 2) 評議員会で必要と認めたとき。
- 3) 会員現在数の5分の1以上から、あらかじめ会議の目的を示して請求があったとき。

臨時総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で定める。

第28条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項日時及び場所を記載した書面をもって通知する。但し、急に臨時総会を招集するときは、前項の通知期限を5日以前にまで短縮することができる。

第29条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- 1) 事業計画及び収支予算
- 2) 事業報告及び収支決算
- 3) 財産目録及び貸借対照表
- 4) その他理事会及び評議員会において必要と認めた事項

第30条 総会は、会員現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第31条 総会の議事の事項及び議決した事項は、会員に通知する。

第32条 総会、評議員会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

第33条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 会費
- 2) 事業に伴う収入
- 3) 資産から生ずる果実
- 4) 寄付金品
- 5) その他の収入

第34条 本会の資産は、理事会の議決により評議員会の承認を得て会長が管理する。

第35条 本会の事業遂行に要する費用は、会費事業に伴う収入及び資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

第36条 本会の収支決算に余剰金があるときは、総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰越すものとする。

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更並びに解散

第38条 この定款は、理事会、評議員会及び総会において、おのおの3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第39条 本会の解散は、理事会、評議員会及び総会において、おのおの4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 補 則

第40条 この定款施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、1993年8月26日から施行する。
2. この定款は、1997年11月6日から改正する。
3. この定款は、1998年10月15日から改正する。
4. この定款は、2005年9月1日から施行する。
5. この定款は、2009年9月1日から施行する。
6. この定款は、2013年4月1日から施行する。